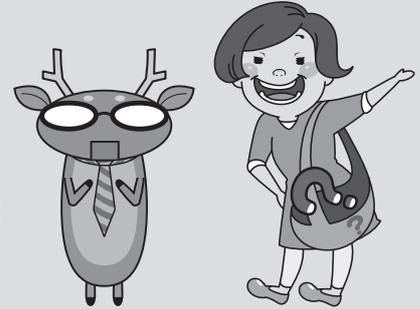


くらしに役立つ生活情報
センターニュース

北海道立 消費生活センター

きらめく

NO. **133** 5月号



かしこしか **ちえ子さん**

北海道消費者教育
PR キャラクター



円山公園の満開の桜（札幌市、昨年）

主な内容

消費者月間	新しい啓発リーフレット……………4
考えよう！大人になるとできること…2	〈相談事例〉 高額な痩身エステ代……………5
高校生のための金融教育シンポ……………2	〈商品テスト〉
18歳成人スタート 若者の被害防ごう…3	マスク類の紫外線カット効果は……………6、7
消費者トラブル110番……………4	5月からくらしのセミナー……………8
訪問販売お断りステッカーの活用を……………4	センター見学ご利用を……………8

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>

5月は消費者月間

5月は消費者月間です。今年の統一テーマは「**考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～**」です。

4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年になると、賃貸住宅やクレジットカードなどの契約を親の承諾なしでできるようになります。同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。18歳、19歳を狙った悪質商法が多発することが危惧されています。契約をするときは、冷静になり、信頼できる大人に相談して判断することが大切です。

また、一人ひとりの消費行動が社会や世界とつながっていることを自覚し、より良い生活や持続可能な社会を築くために「考える消費者」になることも大切です。そのためには、

正しい知識の普及と啓発のための取り組みが欠かせません。

消費者月間に合わせ、道立消費生活センターは関係機関と連携し、消費者啓発を行います。コロナ感染対策で集客型の啓発

は控えますが、ポスター等で啓発を行います。成年年齢の引き下げに伴う18歳、19歳に向けた情報発信のほか、その年代の子や孫を持つ世代にも注意喚起し、ネットを活用した情報提供も予定しています。各地域の消費者協会や消費生活センター、行政機関でも啓発活動を行います。

(写真は消費者庁のポスター)



高校生と先生が「金融」学ぶ

高校生と先生のための金融教育シンポジウム（北海道財務局、北海道金融広報委員会、北海道など主催）が3月25日、札幌と函館、帯広の3会場とオンラインによる同時開催で行われ、約170人が参加しました。**(写真は札幌会場)**

4月からの成年年齢引き下げと高校の新学習指導要領がスタートするのに合わせ、金融・消費者被害を防止する教育と、生活設計のための金融リテラシーの向上を目指すのが目的です。

元衆議院議員の杉村太蔵氏が「お金について考えてみよう！タイゾーの金融経済超入門～生きる力、自立する力を高めるために～」と題して講演。お金の大切さや18歳で得る権利について若い世代に考えてほしいことなどについてジョークを交えて話しました。

「資産形成体験ゲーム」では、高校生がグループに分かれ、資産を増やす模擬投資を行いながら、経済の仕組みや社会の動きなどを



学びました。パネルディスカッションは「金融経済教育・消費者教育の現状と課題」のテーマで、札幌学院大学の橋長真紀子教授（コーディネーター）と道立消費生活センターの斎藤清美教育啓発部長ら3人のパネリストが、成年年齢引き下げで懸念されるトラブルや、それを防ぐための教育現場の取り組みなどを報告・提言しました。参加した高校生からは「今後の人生に役立つ話を聞いて有意義だった」「ゲームで楽しみながら学ぶことができた」などの感想が寄せられました。

「18歳成人」スタート**若者の消費者被害防ごう**

4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことで、若者の消費者被害・トラブルの拡大、低年齢化を招くことが懸念されています。

18、19歳が標的に？

2017年度以降に当センターに寄せられた相談では、契約当事者が17～19歳の未成年者より、20～22歳の相談が多い傾向がみられます。成年になると自分の意思で契約でき、「未成年者取消権」を行使できなくなるため、消費者被害が増えると考えられています。

成年年齢の引き下げにより、これまでは成年になって間もない20～22歳に見られた被害が、今後は18～19歳にシフトし、より低年齢化することが予想されます。

いわゆる「儲け話」に注意

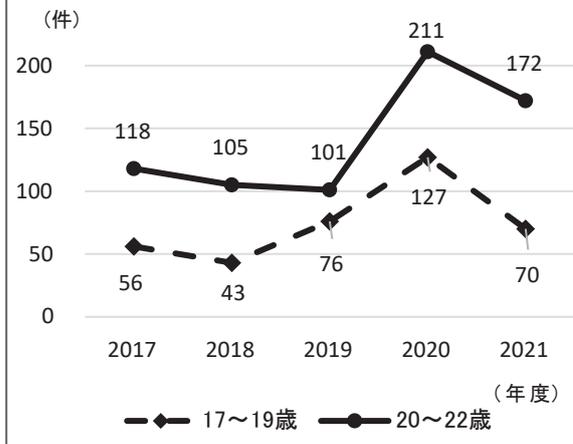
若者からの相談の傾向をみると、20歳未満は「ゲームで親のクレジットカードを勝手に使って課金し、数十万円の請求がきた」といったインターネットゲームの相談が最も多く、「SNSでお試し500円との広告を見て化粧品を申し込んだら、5回購入が条件で総額3万円だった」という詐欺的な定期購入の相談も目立ちます。

一方、成年になったばかりの20代前半の相談をみると、出会い系サイトやインターネット通販による定期購入、賃貸アパート退去時トラブルのほか、いわゆる「儲け話」に関する相談が多い傾向にあります。

具体的には「知人から事業に投資し、人を紹介すれば収入になると勧誘され、数十万円を支払ったが、事業が始まらず、儲かるとは思えないので返金してほしい」といったものです。そのほかには、FX取引や暗号資産、転売ビジネスなどで「簡単に儲かる」などと言われて情報商材を購入したという相談も寄せられています。

勧誘方法を見ると、知人、友人から紹介さ

当センター相談件数(契約者が17～22歳)



※2021年度は4～1月受付分（速報値）

れ、SNSなどを通じて勧誘される例が多く、マルチ商法のように、人を紹介することで儲かるという勧誘もみられます。

このような「儲け話」は、会ったことがなく、SNSだけのつながりの人もつい信用してしまう若者の特性を利用しているとみられ、注意が必要です。

また、契約金額を見ると、これまで未成年者であった18～19歳よりも成年になったばかりの20～22歳の方が高額になる傾向が見られます。これは、クレジットカードや消費者金融からの借入などを利用しているケースが多いことが要因と考えられます。

事業者側はどう対応？

事業者側は成年年齢の引き下げについてどのように考えているのでしょうか。業界団体による報告や各種報道をみると、その対応は分かれているようです。通常成年より契約時の審査を厳しくするという事業者がある一方、特別扱いはしないとしている事業者もあります。

若者への消費者教育は強化されていますが、社会経験が浅く、契約に不慣れな若者がトラブルにあわないような配慮と柔軟な対応が事業者側にも求められています。

賃貸住宅、通販など相談20件 消費者トラブル110番

道立消費生活センターと札幌弁護士会は3月5日（土）、「消費者トラブル110番」を実施しました（写真）。電話15件、来所5件の計20件の相談がありました。



札幌弁護士会と共催で年2回、センターが休日の土曜日に特別相談会を開いています。センターの受付時間（平日9:00～16:30）に相談できない方からも相談が寄せられ、相談員と弁護士が二人一組で対応しました。

今回は、「賃貸アパートから引っ越した際に、壁紙や床の張替えなどで高額な原状回復費用を請求された」、「高齢の母親がテレビショッピングで育毛剤を注文し、1回だけと思っていたら定期購入契約になっており、事業者と連絡が取れない」といったケースのほか、住宅修繕や光回線契約、インターネット通販など相談内容は多岐にわたりました。

「訪問販売お断り」 ステッカー活用を

春は引っ越しの季節。「新居に移ったら訪問販売業者に相次ぎ来訪されて困った」という方もいるのでは。そこで覚えておいてほしいのが「訪問販売お断り」ステッカー（写真）です。

北海道消費生活条例では、訪問勧誘を拒絶する意



思を示すステッカーなどを玄関に貼り出した消費者宅を訪問・勧誘した場合、「勧誘拒絶後の勧誘」（同条例第16条1項）にあたるとして禁じています。

道立消費生活センターでも自宅に貼れるステッカーを無償提供していますが、独自に作成している市町村もあります。手書きで「訪問販売お断り」とする貼り紙でも有効です。詳しくは道立消費生活センター教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

新しい啓発リーフレット作成

道立消費生活センターは、若者向けのリーフレット（写真）を作成しました。

「狙われる若者」（A4判、8ページ）は改訂版で、成年年齢の引き下げに合わせ、新たに「契約の仕組み」「美容医療サービスのトラブル」などを充実させました。



北海道が金融広報中央委員会の助成を得て作成した「君ならどうする？」（A4判、表裏）は、表面で「契約のしくみ」をイラスト入りで分かりやすく解説し、裏面は「定期購入」や「マルチ商法」などの事例を説明しています。

契約の仕組みやお金に関する事例を取り上げたリーフレットでは、すべての漢字にルビを振り、読みやすくしました。

いずれも当センターHPからデータのダウンロードが可能です。一部の資料は道内の高校にも配布しています。詳しくは当センター教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話
☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン ☎ ^{いやや}188（「嫌や」泣き寝入り）
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

体験だけのつもりが…

高額な痩身エステ代、払えない

Q 7カ月前、お試しクーポンで痩身エステを利用した後、体形に合わせたコースを勧められた。支払いが不安と伝えたが、「10回分のエステやマッサージ用クリームをサービスする。ローンで支払えば大丈夫」などと言われ、断り切れずに申し込んだ。55万円のローンの申込書には審査が通りやすいよう、実際のアルバイト収

入額より多く書くよう指示された。2カ月前に「むくみを取るコースも一緒に受けると効果が出る、サプリメントもサービスする」と勧められ、さらに23万円のローン契約をした。総額78万円のローンで、毎月の支払いは3万円。学生で支払えないため解約したい。（20代 女性）



A 特定商取引法は、契約金額が5万円を超え、サービス提供期間が1カ月を超えるエステ契約について、特定継続的役務提供として規制しています。事業者には、契約締結までにサービス内容や料金等を記載した概要書面、契約締結後は速やかに契約書面を交付する義務があります。

一方、消費者は契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間経過後も、利用済みのサービス料金と一定額以内の違約金を支払えば中途解約が可能です。エステの効果を高めるために必要と言われて契約したサプリメント等は、関連商品として解約の対象となります。

今回のローンのような契約を規制する割賦販売法では、信販会社が過剰な与信を行うことを禁止しています。

当センターで契約書面等を確認したところ、サービスと言われたクリームやサプリメントは分割払いの金額に含まれていました。信販会社に確認したところ、申込書の収入欄には本人の申し出より100万円ほど多い金額が申告されていたことがわかりました。

相談者に、エステ店が収入の虚偽申告を指示していること、支払い困難になるような契

約をさせたことは問題があると説明し、契約の経緯をまとめた書面をエステ店と信販会社に送るように助言しました。センターがエステ店と交渉しましたが、「年収を多く記載するよう指示していない。中途解約の規定に従って精算する」と主張しました。重ねて問題点を伝えたところ、既に支払った9万円以外に請求しない条件で解約に合意しました。

パーソナルジムでも…契約は慎重に

ほかにも、「月額7,000円とのSNS 広告を見てパーソナルジムに行ったら、月額は月会費ではなくローン1カ月分の支払額で、総額100万円近いコースを勧められた、ローンの申込書に年収を多く書けば大丈夫と言われた」といった相談も寄せられています。

エステやジムなどの契約は長期間にわたることがあり、事情が変わって通えなくなったり、サービス終了後も支払いが続いたりする場合があります。概要書面などで利用期間や中途解約の条件、総額や支払回数をしっかり確認しましょう。信販会社から契約に関する確認電話があったら勧誘状況などを正しく伝えましょう。トラブルに遭ったら、速やかに最寄りの消費生活相談窓口を連絡を。

マスク類の紫外線カット効果は？

商品
テスト

新型コロナウイルスの流行が2年以上に及び、マスクを着用することが日常となっています。最近、ウイルスのカット効果だけではなく、紫外線（UV）カット効果をうたったマスクも多く販売されています。「UVカット率90%」「UPF50+」などと効果を示す数値を表示している商品もあります。しかし、消費者がそうした数値の意味や効果を判断するのは難しいかもしれません。UVカット効果をうたったマスクの表示や実際の効果を調べてみました。



UVカット効果をうたうマスクや
ネックガードなどの商品

テスト品目

- ・UVカット効果の目安を示す数値表示があるマスク10銘柄、フェイスガード1銘柄、ネックガード2銘柄
- ・参考品（一般的不織布マスク）4銘柄

テスト方法

試料の紫外線透過率を分光光度計で測定し、**UPF（紫外線防護係数）**と**紫外線遮蔽率**を算出しました。UPFは日焼けを防止する能力で、数値が大きいほど効果が高く、UPF50+が最高値です。例えばUPF30の衣服だと、素肌と同程度の紫外線の影響を受けるのに約30倍の時間を要し、それだけ紫外線の影響を受けにくくなります。

また、洗濯可能な表示が全銘柄にあったことから、新品時、洗濯1回後、洗濯5回後のUVカット効果もテストしました。

洗濯後も効果は持続

テスト結果

< UVカット効果 >

UPFはいずれの銘柄もUPF25以上で、一定

以上のUVカット効果が認められました。また、洗濯後もUPFに変化がありませんでした。

UPFの最高値50+が13銘柄中9銘柄あり、全体的にUVカット効果が高い結果でした。UPF表示があった銘柄はいずれも表示値を満たしていました。参考品の不織布マスク4銘柄はいずれもUPF換算値が10以下と低く、「UPF適用外」でした。

紫外線遮蔽率はいずれの銘柄も91%以上で、全体的に高い結果でした。洗濯による変化は認められませんでした。参考品の紫外線遮蔽率は、UVカット効果をうたったマスクと比較して低い結果でした。

UPFの最高ランク50+の銘柄でも、紫外線遮蔽率は94.1~100.0%と幅がありました。UPFが高くても紫外線遮蔽率が比較的低いものや、その逆もありました。これは、紫外線の中でも人体に影響の大きい波長域の遮蔽率が高くなるとUPFが高くなるためです。

< 表示 >

UVカット効果の表示は、UPF表示が2銘柄、紫外線遮蔽率の表示は8銘柄、両方表示が3銘柄でした。いずれもUVカット性能は表示値を満たしていました。

日本衛生材料工業連合会によるマスクの表

示・広告自主基準による表示が3銘柄にあり、参考品は全銘柄にありました。いずれの銘柄も手洗い、または洗濯機洗いができる旨の記載があり、自宅で洗えて繰り返し使える仕様でした。参考品はいずれも使い切りで、洗濯して再利用しない旨の記載がありました。

露出部分の対策もしっかり

消費者へのアドバイス

UPF や紫外線遮蔽率など、UV カット効果の目安を示す数値表示のある商品は、いずれもその値を満たしていました。また、洗濯後も UV カット性能は落ちることがありませんでした。購入する際は、表示を参考にすると

よいでしょう。

しかし、マスクに隠れない露出する部分に対策をしないと、顔が色むらに日焼けする「マスク焼け」を起こします。日焼け止めを塗るなど対策をしましょう。

アウトドアや屋外ランニングなどで首や顎の下まで覆いたい場合は、顔の下半分から首元までしっかりカバーできるフェイスカバー、ネックカバーを使用するなど使用状況に応じてマスクと使い分けましょう。

UV カット効果をうたっていない一般的な不織布マスクは紫外線を通すことがわかりました。顔が隠れるからと油断しがちですが、日焼け止めを塗るなどしっかり対策をするようにしましょう。

テスト品一覧とテスト結果

No.	商品名	表示者名	色	本体材質	価格 (円)	UV (紫外線) カット に関する表示		テスト結果	
						UPF	紫外線 遮蔽率 (%)		
1	PITTA	(株)アラクス	グレー	ポリウレタン	548/3枚	UPF20	UV89%カット	25	91.6
2	ファッション マスク	(株)東京毛織	水色	表面：綿100% 裏面：ナイロン92% ポリウレタン8%	1,088/1枚	—	UV カット遮蔽率90%	50+	99.9
3	38ColorsMask	SANWA CO.,LTD.	茶	コットン94% スパンテレコ6%	1,078/3枚	UPF50+	紫外線遮蔽率99%以上	50+	99.9
4	洗える 70億人のマスク	(株)ワイティイーエス	白	外面：ポリエステル 内面：綿	880/3枚	—	UV カット 99.375%遮断 (UV-A) 99.878%遮断 (UV-B)	50+	100.0
5	EITORE 洗って使える スポーツ素材マスク	(株)ヤギ	ピンク	ポリエステル95% ポリウレタン5%	770/3枚	—	UV カット遮蔽率90%以上	50+	96.6
6	ベリーグール フェイスマスク	ヨネックス(株)	ピンク	ポリエステル100%	1,210/1枚	UPF50+	—	50+	97.8
7	ARDW MASK	(株)フィッツコー ポレーション	白	フラット面：ポリエステル92% ポリウレタン8% メッシュ面：ポリエステル93.5% ポリウレタン6.5%	1,980/1枚	—	UV90%カット	50+	98.5
8	The Comfortable Breathing Mask 息楽	(株)スワニー	白	ナイロン、ポリウレタン	1,320/1枚	UPF50+	—	50+	94.1
9	アイスノン 冷涼感マスク	白元アース(株)	白	ナイロン、ポリエステル	1,042/2枚	—	UV カット約93%	45	94.2
10	エアリズムマスク	(株)ユニクロ	白	ナイロン90%、ポリウレタン10%	1,089/3枚	—	UV90%カット	50+	98.4
11	TIGORA UVCUT フェイスカバー	(株)アルペン	白	ポリエステル84% ポリウレタン16%	1,969/1枚	UPF50+	紫外線カット率95%以上	50+	99.9
12	IGNIO UV ネックカバー	(株)アルペン	グレー	ポリエステル100%	1,419/1枚	—	UV カット率90%以上	50	92.5
13	クールネック & フェイスカバー	(株)キャンドゥ	黒	ナイロン86%、ポリウレタン14%	330/1枚	—	UV カット95%	25	97.1
14	快適ガードプロ	白元アース(株)	白	ポリプロピレン、ポリエチレン	398/5枚	—	—	10以下	80.0
15	超快適	ユニ・チャーム(株)	白	ポリオレフィン	398/7枚	—	—	10以下	77.6
16	三次元マスク	興和(株)	白	ポリプロピレン、ポリエチレン、 ポリエステル	437/7枚	—	—	10以下	79.1
17	超ふわふわマスク	(株)医食同源 ドットコム	白	ポリプロピレン、ポリエチレン	158/7枚	—	—	10以下	68.7

5月25日にくらしのセミナー

道立消費生活センターは、本年度も「くらしのセミナー」を5月から月1回で計7回開催します。専門家を講師に招き、旬の話題を分かりやすく解説します。受講無料。

消費者月間の5月は、25日（水）に当センターの前田麻子主任消費生活相談員が、「よくわかる！ くらしのアドバイス」と題し、最新の相談事例やトラブルに巻き込まれない注意事項について解説します。会場定員は20名。昨年好評だったオンラインでのライブ配信や、週末のアーカイブ配信も実施します。

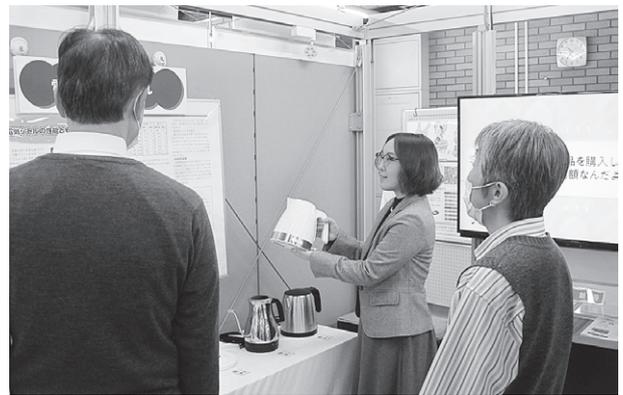
6月以降の日程は、センターHPに随時掲載します。郵送案内を含め、問い合わせは教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

センター見学ご利用を

道立消費生活センターは、新型コロナウイルス感染防止対策を講じています。見学を含

めた入館者には、下記のとおり、検温、マスク着用や連絡先の記入などをお願いしています。休館の場合もあり、来館の際は事前に電話またはホームページ等で確認ください。

展示ホール（写真）は、しばらく人数制限をしてきましたが、模様替えを随時行っています。ガラス張りの側面を利用し、外からも見えるよう工夫をしています。ぜひ、お立ち寄りください。問い合わせは当センター教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。



※撮影のためマスクを外しています。

- ① 出入り口などに手指消毒用アルコールを設置していますのでご利用ください。
- ② 各受付で必ず検温を行います。37.5度以上の発熱、もしくは平熱+1度以上の超過が認められた場合は入館をお控えください。
- ③ マスクの着用をお願いします。お持ちでない方は、職員にお申し出ください。
- ④ 新型コロナウイルス感染が発生した場合、その事実を皆様にお伝えすることに備えて、入館される方の連絡先（氏名、住所、電話番号）を所定の用紙へご記入いただきます。
- ⑤ 「北海道コロナ通知システム」を導入しています。入館の際にQRコードからメールアドレスを登録していただくと、同じ日に当センター利用者の中から感染者が確認された場合に北海道からメールでお知らせします。

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご利用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索

